

岐南町障害関係計画策定支援業務委託 仕様書

1. 業務名

福祉第23号 岐南町障害関係計画策定支援業務委託

2. 期間

契約締結日から令和3年3月26日まで

3. 目的

岐南町における現行の障害者基本法第11条に基づく「障害者計画」、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第88条に基づく「障害福祉計画」及び児童福祉法第33条の20に基づく「障害児福祉計画」の評価を行い、国や県の障害者福祉施策の動向、岐南町の障害者をめぐる環境やニーズの変化を把握し、岐南町における新たな障害者施策の基本的方向・実施事業及び障害福祉サービスの目標値を定めるため、新たに「第3次岐南町障害者計画・第6期岐南町障害福祉計画・第2期岐南町障害児福祉計画」を策定することを目的とする。

4. 業務内容

【令和元年度業務】

(1) 基礎的な地域データ及び資料の整理分析

障害福祉をめぐる施策動向、岐南町の概要及び社会経済的特性、地域福祉資源の整備状況、障害者の現況動向及びサービスの利用状況、関連計画の動向等について、各種資料を基に整理分析を行う。

(2) アンケート調査の実施支援

計画対象者における福祉ニーズを把握するためのアンケート調査を実施し、結果を取りまとめる。

受託者は、調査票の設計及び調査結果の入力・集計・分析を行い、アンケート調査結果全般の取りまとめを行う。

対象者の抽出、宛名ラベルの作成、調査票の印刷、発送用及び回収用封筒の作成、封入・封緘及びラベル貼り作業、調査票の発送・回収は岐南町が行う。なお、郵送費については岐南町が負担する。

【アンケート調査の実施概要】

調査対象	・身体障害者手帳、療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳所持者 ・その他障害福祉サービス利用者
サンプル数	約1,500票
調査方法	郵送法
調査票種類数	1種
集計方法	単純集計、障害種類別クロス集計、その他分析上必要な設問間のクロス集計

(3) 施策・事業の実施状況の評価及び課題のとりまとめ

現行計画における施策・事業の実施状況について、調査シートのご設計及び結果のとりまとめを行い、評価を行う。

また、(1)及び(2)の分析結果等も踏まえて課題をとりまとめ、新たな計画において、重点的に取り組む事項等を検討する。

(4) 策定検討組織の運営

計画の内容を審議するために設置される計画策定委員会（1回開催）の運営について、会議資料（原データ）を作成するとともに計画策定委員会に出席し、議事録の作成（要旨）と協議事項に関するアドバイス等の支援を行う。

【令和2年度業務】

(1) 障害者を取り巻く環境の現状、重点課題の再整理

(2) ヒアリング調査の実施

関連各課、関係団体、事業所等へのヒアリング又は記入式の調査による施策課題・ニーズの把握分析を必要に応じて行う。（※令和元年度に実施することも可とする。）

① 庁内関連部署担当者等へのヒアリング調査

② 関係団体、事業所等へのヒアリング調査

(3) 障害福祉サービスの推進方策の検討

前期目標の達成状況の評価及び計画対象者数を推計し、障害福祉サービス等の各年度における見込量を算定し、確保策の検討を行う。

(4) 計画骨子案・素案の作成

課題を踏まえた計画の推進方向、数値目標等を記載した計画案を作成し、内容の協議を行う。

(5) パブリックコメントの実施支援

計画素案についてのパブリックコメントを岐南町が実施するにあたり、実施方法やとりまとめに関するアドバイスを行う。

(6) 策定検討組織の運営

計画の内容を審議するために設置される計画策定委員会（4回開催）の運営について、会議資料（原データ）を作成するとともに計画策定委員会に出席し、議事録の作成（要旨）と協議事項に関するアドバイス等の支援を行う。

【各年度共通業務】

(1) 協議又は打合せの実施

5. 成果品

【令和元年度業務】

・アンケート調査結果報告書（A4判、100頁程度、1色刷）：1部及び電子データ

【令和2年度業務】

・第3次岐南町障害者計画、第6期岐南町障害福祉計画及び第2期岐南町障害児福祉計画

を1冊にまとめた計画書（A4判、100頁程度、1色刷）：200部

・上記計画書概要版（A4判、8頁、4色刷）：500部

・上記各データ一式

6. その他

- (1) 本業務に係る事項について、今後新たな方針が国及び県から示される等状況が変化した場合には、岐南町と協議の上、本業務内容を変更することができる。
- (2) 業務を進行する上で必要な書類については、岐南町から貸与するものとし、貸与された資料の管理を徹底するとともに、業務終了後返却すること。
- (3) 受託者は個人情報の適切な取扱いを保証できることとし、業務中に知り得た情報等を他に漏らしてはならない。
- (4) 岐南町の要望に合わせて、常に情報交換できる体制を確立すること。
- (5) 成果品については、全て岐南町に帰属するものとし、岐南町の許可無く他に公表・貸与・使用してはならない。
- (6) 業務中、計画策定に関する最新の情報取得に最大限努めること。また、情報取得の遅れにより、業務に支障が出ることをしないよう留意すること。
- (7) この仕様書は業務の提案をするに当たり、最低限の必要事項を記載しており、本仕様書に記載のない事項についても提案を妨げるものではない。この事項を踏まえた上で、最良の提案を行うこと。
- (8) その他本仕様書で明示できないものについては、必要に応じ岐南町と協議し、決定すること。